

名寄市行政評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどを踏まえ、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、行政評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の組織)

第2条 行政評価の検討などのため、行政評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- 2 前項に掲げる検討会議は、副市長、教育長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設水道部長、教育部長、市立大学事務局長、市立総合病院事務部長、その他必要な職員で構成し、座長には名寄庁舎担当副市長があたる。
- 3 行政評価の全庁的な普及啓発、評価方法及び評価の内容検討などを目的に係長職によるワーキンググループを設置する。

(評価の対象)

第3条 評価対象は、総合計画に登載する施策及び施策を推進するために実施する事務事業とする。

(評価の方法)

第4条 行政評価は、実施機関の担当部局自らが行うもの（以下「1次評価」という。）、名寄市総合計画推進市民委員会（名寄市総合計画推進市民委員会条例に規定する委員会をいう。）が行うもの（以下「外部評価」という。）、検討会議が行うもの（以下「2次評価」という。）とする。

(1次評価)

第5条 1次評価は、施策及び事務事業等を所管する部局が自ら行う事後評価とする。

(外部評価)

第6条 外部評価は、1次評価に対する行政評価とする。

(2次評価)

第7条 2次評価は、1次評価及び外部評価に基づき、検討会議が行う総合的な行政評価とし、その結果を市長に報告するものとする。

(結果の公表と反映)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた結果を市民に公表するとともに、翌年度以降の予算及び事務執行に反映するものとする。

(事務局)

第9条 行政評価の実施に関する事務局は、総務部企画課とし、事務局長には総務部長があたる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、行政評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。